

世羅町低入札価格調査制度事務取扱要綱

平成20年6月25日訓令第41号

平成21年6月25日訓令第18号

平成23年5月25日訓令第23号

平成25年9月11日訓令第26号

平成26年1月21日訓令第2号

平成31年1月15日訓令第1号

令和2年3月31日訓令第12号

令和7年3月12日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町が発注する工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第3条、第5条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を実施する場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において「低価格入札」とは、調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格の入札をいう。

2 この訓令において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

(適用対象)

第3条 請負対象設計金額が3億円以上である工事及び総合評価方式により発注する工事に適用する。なお、町長が必要と認める工事も適用することができる。

(調査基準価格の決定)

第4条 町長は、前条に規定する工事の入札を行う場合は、予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下の範囲内であらかじめ調査基準価格を決定するものとする。

2 前項の調査基準価格の額は、予定価格算定の基礎となった額について別表の工事費内訳の区分に、次に定める掛率を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費積上分の額に10分の9を乗じて得た額

- (3) 共通仮設費率分の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (5) 一般管理費等の額に10分の6.8

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては入札条件等に、次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 政令第167条の10第1項の規定によって落札者を決定することがある旨（最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがある旨）

- (2) 第10条に定める低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときの措置の概要

2 入札執行者は、入札参加者に示す入札条件に前項各号及び次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設けられている旨
- (2) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知又は連絡する旨
- (3) 低価格入札者が前号の調査に協力すべき旨
- (4) 低価格入札者は、別記1「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ落札者にならない旨

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

2 入札執行者は、前項の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が入札に立ち会っていないときは、政令第167条の8第1項後段（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、次の各号の区分に従い当該各号に定める内容の宣言をしなければならない。

- (1) 一般競争入札「政令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは通知又は連絡する。」

- (2) 指名競争入札「政令第167条の13において準用する同令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは通知又は連絡する。」

(調査の実施等)

第7条 契約担当職員（世羅町財務規則（平成16年世羅町規則第38号）第2条第7号の「契約担当職員」をいう。）は、前条の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、最低の価格をもって申込みをした者（以下「調査対象者」という。）について、政令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそのの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。

2 低入札価格調査は次の手順で実施するものとする。

- (1) 契約担当職員は、低価格入札者に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう低入札価格調査資料等提出依頼書（様式1）により求めるものとする。なお、提出期限については、資料等を求めた日から3日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第3号）第1条に規定する町の休日を除く。）以内を基本とし、資料等及び第4号に定める追加資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 低価格入札者は、契約担当職員が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとする。なお、資料等の作成に当たっては別記2「低入札価格調査資料等作成要領」によることとする。
- (3) 契約担当職員は、調査対象者の責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行うものとする。
- (4) 契約担当職員は、調査対象者からのヒアリングの後、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。

3 契約担当職員は、次に掲げる調査対象者については、重点的な調査（以下「重点調査」という。）を実施するものとする。

- (1) 予定価格の4分の3を下回る価格で入札した者
- (2) 低入札価格調査の過程で特に必要があると認めた者

4 第2項第1号に規定する資料については、次のとおりとする。なお、内訳書に対する明細書（様式4の1）及び手持ち機械の状況（様式12）の添付資料については、重点調査を実施する場合において、提出を求めるものとする。

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（様式2）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式3）
- (3) 積算内訳書・内訳書に対する明細書（様式4・様式4の1）
- (4) 施工体制台帳・施工体系図（様式5・様式6）
- (5) 手持ち工事の状況（様式7・様式7の1）
- (6) 配置予定技術者等名簿（様式8）
- (7) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式9）
- (8) 手持ち資材の状況（様式10）
- (9) 資材購入先一覧（様式11）
- (10) 手持ち機械の状況（様式12）
- (11) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（様式13・様式14）
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式15）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式16）
- (14) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

5 契約担当職員は、前項により提出された資料等について、次の内容を確認するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式3）

調査対象者が入札した価格で安全かつ良質な施工が可能なことを確認する。

- (2) 積算内訳書（様式4）

ア 仕様及び数量

(ア) 工事数量総括表の細別程度（建築工事及び設備工事にあつては参考数量書の中科目内訳書まで）に対応する積算内訳となっていることを確認する。

(イ) 設計図書での要求事項を理解して積算を行っていることを確認する。

(ウ) 指定の数量によって積算されていることを確認する。数量の指定の

ない場合は、調査対象者の数量で問題ないかを確認する。

イ 金額

直接工事費の細別程度（建築工事及び設備工事にあつては参考数量書の中科目内訳書まで）ごと、及び、共通仮設費積上分の細別程度ごとに、発注者の単価に比し相当程度乖離していると認められる場合は、当該金額の理由等を確認し、適切な施工が可能なことを確認する。なお、適切な施工に疑義がある場合は、必要に応じて詳細な調査を行うこととする。

ウ 内訳書に対する明細書（様式４の１）

（ア） 金額の算出根拠が明らかで、適正であることを確認する。

（イ） 労務単価、資材単価、機械損料等において、発注者の設計金額に比し相当程度乖離していると認められる場合は、当該金額の設定根拠を確認するなど詳細な調査を行う。

（ウ） 共通仮設費率分について、準備費、安全費及び技術管理費の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工が可能であることを確認する。なお建築工事及び設備工事にあつては、安全費等の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工が可能であることを確認する。

（エ） 現場管理費について、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工が可能であることを確認する。

（オ） 一般管理費等について、必要な金額が記載され、適切な施工が可能であることを確認する。

（３） 施工体制台帳・施工体系図（様式５・様式６）

工事の施工にあたり、下請業者に請負わせることを予定している場合には、施工体制台帳（様式５）及び施工体系図（様式６）及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。建築工事及び設備工事にあつては、施工体制台帳（様式５）及び施工体系図（様式６）の提出を求め、発注者の積算に比し相当程度乖離しているなど必要と認められる場合は、その下請業者からの見積書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていることを確認する。なお、次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求

め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合

イ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合

（４） 手持ち工事の状況（様式７）

対象工事現場付近における手持ち工事（様式７）及び対象工事に関連する手持ち工事（様式７の１）の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減について確認する。

（５） 配置予定技術者等名簿（様式８）

配置を予定する技術者等（監理技術者又は主任技術者、第10条第１項第４号に規定する技術者及び現場代理人をいう。）について、必要な資格を有することを確認し、また、低価格入札者との雇用関係を健康保険証等の写しにより確認する。

（６） 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式９）

ア 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうかを確認する。

イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

（７） 手持ち資材の状況（様式10）

手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法等及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

（８） 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係（様式11）

使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

（９） 手持ち機械の状況（様式12）

手持ち機械を使用している場合は、保有を確認する。なお、重点調査を実施する場合の内訳書に対する明細書（様式４の１）において、手持ち機械の経費が、発注者の設計金額に比し相当程度乖離していると認められる場合は、

原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告書における種類別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面などの提出を調査対象者に求め、当該金額の設定根拠を確認する。

(10) 労務者の確保計画・工種別労務者配置計画（様式13・様式14）

労務者の確保計画及び配置計画の面から、適切な施工が可能かを確認する。

(11) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式15）

広島県発注工事において低価格入札による受注の実績があれば、工事成績評点を確認する。

(12) 建設副産物の搬出地（様式16）

ア 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が設計図書等に合致しているかを確認する。

イ 搬出予定地の作成した見積書等により、処理価格を確認する。

6 契約担当職員は、重点調査を実施する場合においては、工事成績評点に関する調査（当該低価格入札の開札日から過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況）を行い、資料を作成するものとする。

7 低価格入札について調査審議を行う世羅町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「委員会担当課長」という。）は、重点調査を実施する場合においては、次の各号に掲げる調査を行い、資料を作成するものとする。

(1) 経営状況に関する調査

関係機関への照会により、経営状況を調査するものとする。

(2) 信用状態に関する調査

建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払いの状況及び下請代金の支払遅延状況に関して調査するものとする。

(3) その他必要な事項

8 前6項の規定にかかわらず、提出期限までに資料等の提出がない場合、及び別記1「適正な履行確保の基準」に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明ら

かとなったときは、当該調査対象者について、政令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了することができるものとする。

- 9 契約担当職員は、低入札価格調査を実施した時は、その結果を低入札価格調査表（別紙様式1）に記載し、第4項の資料を添えて、低価格入札があった工事を所掌する主管課の長を経由して、委員会担当課長に通知するものとする。

（委員会の審議）

第8条 委員長は、前条第9項の通知を受けたときは、委員会を開催し、当該調査報告に基づき、調査対象者を落札者とするか否かを審議し、その結果を低入札価格調査結果表（別紙様式2）によって表示するものとする。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第9条 町長は、前条の規定により表示された委員会の結論を斟酌して落札者を決定し、契約担当職員に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には落札者とされなかった理由を併せて通知するものとする。

- 2 契約担当職員は、前項の通知を受けた場合は、落札者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。この場合において、落札者とならなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第10条 契約担当職員は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を実施するものとする。

（1） 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

（2） 世羅町建設工事執行規則（平成16年世羅町規則第101号）第61条第1項の規定による契約解除が行われた場合に請負人が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。

（3） 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（木造の建築物等の工事及び設備工事等の場合にあっては2年）以内とする。

(4) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。
なお、低入札技術者の要件は、同種工事の経験を除き、入札公告又は入札条件で定めた監理技術者又は主任技術者の要件と同一とする。

2 契約担当職員は、次のいずれかに該当する低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、前項に掲げる措置に加えて、追加の措置（以下「追加措置」という。）を実施するものとする。

(1) 町が積算した直接工事費を下回る価格で入札した者

(2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札により落札した他の工事を施工中である者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の競争入札である場合に、その構成員が他の低価格入札により落札した他の工事を施工中である場合を含む。）

(3) 低入札価格調査の過程で特に必要があると認めた者

3 前項の追加措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

（総合評価方式の競争入札に準用）

第11条 前条までの規定は、政令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして総合評価方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第1条	政令第167条の10 第1項	政令第167条の10の2第2項
第3条	政令第167条の10 第1項	政令第167条の10の2第2項
第5条第 1項第1	政令第167条の10 第1項	政令第167条の10の2第2項

号	最低の価格	価格その他の条件が町にとって最も有利な低価格入札者
第 6 条 第 2 項 第 1 号	政令第167条の10第1項	政令第167条の10の2第2項
第 6 条 第 2 項 第 2 号	政令第167条の10第1項	政令第167条の10の2第2項
第 7 条 第 1 項	最低の価格	価格その他の条件が町にとって最も有利な低価格入札者
	政令第167条の10第1項	政令第167条の10の2第2項
第 7 条 第 8 項	別記 1 「適正な履行確保の基準」	別記 1 「適正な履行確保の基準」 （「2 数値的判断基準」の要件は除くことができる。）
	政令第167条の10第1項	政令第167条の10の2第2項
別 記 1 「適正な履行確保の基準」 各項以外の部分	政令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）	政令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）

2 総合評価方式による競争入札については、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

（その他）

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会に諮り決定

するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月25日訓令第18号）

この訓令は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月25日訓令第23号）

この訓令は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月11日訓令第26号）

この訓令は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 1 月21日訓令第 2 号）

この訓令は、平成26年 2 月 1 日から施行する。ただし、平成26年 3 月31日までに完成する工事については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 1 月15日訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日訓令第12号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月12日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

工事の種類		工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木工事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作	直接工事費＋材料費＋製作費＋工	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等

		場塗装 費＋輸 送費＋ 架設費				
	電気（一般工事）	直接工 事費＋ 直接製 作 費 （機器 費 × 0.6）	共 通 仮 設 費 積 上 分	共通仮設費 率分＋間接 労務費（機 器 費 × 0.1）	現 場 管 理 費 ＋ 工 場 管 理 費（機器費 ×0.2）＋機 器間接費	一 般 管 理 費 等 ＋ 機 器 費×0.1
	電気（鉄塔・反射 板工事）	架設工 事原価 の直接 工事費 ＋工場 塗装費 ＋鉄塔 製作費 ×0.6	共 通 仮 設 費 積 上 分	共通仮設費 率分＋間接 労務費（鉄 塔製作費× 0.3）	現 場 管 理 費 ＋ 工 場 管 理 費（鉄塔製 作費×0.1）	一 般 管 理 費 等
	機械設備	直接工 事費＋ 直接製 作費	共 通 仮 設 費 積 上 分	共通仮設費 率分＋間接 労務費	現 場 管 理 費 ＋ 工 場 管 理 費＋据付間 接費＋設計 技術費	一 般 管 理 費 等
建 築 工 事	建築（建築機械設 備、建築電気設備 を含む）	直接工 事費× 0.85	共 通 仮 設 費 積 上 分	共通仮設費 率分	現 場 管 理 費 ＋ 直 接 工 事 費×0.15	一 般 管 理 費 等
	建築（昇降機設備 工事その他の製造 部門を持つ専門工 事業者を対象とす る工事）	直接工 事費× 0.8	共 通 仮 設 費 積 上 分	共通仮設費 率分	現 場 管 理 費 ＋ 直 接 工 事 費×0.2	一 般 管 理 費 等

下水道工事	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費＋ 機器費 ×0.6	共通仮 設費積 上分	共通仮設費 率分＋機器 費×0.1	現場管理費 ＋据付間接 費＋設計技 術費＋機器 費×0.2	一般管 理費等 ＋機器 費×0.1
水道・工業用水道工事	厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛積算工事	土木工事	直接工事費	共通仮 設費積 上分	共通仮設費 率分	現場管理費	一般管 理費等
		電気設備 工事※ 機械設備 工事※	直接工事費＋ 機器費 ×0.6	共通仮 設費積 上分	共通仮設費 率分＋機器 費×0.1	現場管理費 ＋据付間接 費＋設計技 術費＋機器 費×0.2	一般管 理費等 ＋機器 費×0.1
	経済産業省工業用水道事業費補助金交付要領細則で積算した工事	土木工事 電気設備 工事 機械設備 工事	直接工事費－ (材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.4)	共通仮 設費積 上分	共通仮設費 率分＋(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.1)	現場管理費 ＋(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.2)	一般管 理費等 ＋(材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額×0.1)

備考) 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

水道・工業用水道工事に関する用語の定義：厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表及び経済産業省工業用水道事業費補助金交付要領細則による（※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による）

別記 1（第 5 条、第 7 条、第 11 条関係）

適正な履行確保の基準

平成 20 年 7 月 1 日制定

平成 21 年 7 月 1 日一部改正

平成 23 年 6 月 1 日一部改正

平成 25 年 10 月 1 日一部改正

政令第 167 条の 10 第 1 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査（いわゆる低入札価格調査。以下単に「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。なお、低価格入札者が次の基準をすべて満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 基本的判断基準

- （1）調査に際し誠実で協力的であること。
- （2）企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- （3）工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- （4）当該低価格入札の開札日から過去 2 年間に町が引渡しを受けた町発注工事において、工事成績評点が 65 点未満の工事が無いこと。
- （5）当該低価格入札の開札日から過去 2 年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払い状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし、低価格入札により受注した町発注工事に関してなされたものに限る。

2 数値的判断基準（見積書の審査基準）

- （1）積算内訳書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めている場合においては、工事費内訳書に記載されている直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等及び工事費総額と相違していないこと。

- (2) 調査時に提出された積算内訳書・内訳書に対する明細書において、記載されている金額及び単価について算出根拠が明らかで、工事の品質確保・安全確保の履行がなされないおそれがある違算がないこと。
- (3) 数量は、設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。
- (6) 次に掲げる要件を満たしていること（見積書に記載されるべき内容が次の条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。）。なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。したがって、積算の内訳は、これに従って作成されたものでなければならない。また、判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表による。

ア 直接工事費は、町が積算した直接工事費の70%以上であること。

イ 共通仮設費は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されているとともに、町が積算した共通仮設費の50%以上であること。

ウ 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されているとともに（労務費は法定最低賃金を下回っていないこと。）、町が積算した現場管理費の50%以上であること。

エ 一般管理費等（契約保証費を含む。）は、町が積算した一般管理費等の30%以上であること。

別記2（第7条関係）

低入札価格調査資料等作成要領

作成要領（各様式共通）

1. 低価格入札者は、契約担当職員があらかじめ指定した期日までに提出を求めた全ての様式及び各様式の添付書類を記載要領に従って作成し、提出しなければならない。
2. 提出期限の翌日以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当職員が記載要領に従った記載するよう、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、低価格入札者が必要と認める添付書類を提出することができる。
4. 契約担当職員は、発注者の単価に比して相当程度乖離した価格を採用していると認める場合等、必要に応じて、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、低価格入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために、別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式3 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該低価格入札者の事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載する。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式4 積算内訳書

記載要領

1. 工事数量総括表の細別程度（建築工事及び設備工事にあつては参考数量書の中科目内訳書まで）に対応する内訳書とする。
2. 入札時に工事費内訳書の提出を求めていた場合においては、当該工事費内訳書と積算内訳の金額等は異なってはならない。ただし、契約担当職員が認めた場合はこの限りではない。
3. 契約対象工事の施工に当たって、必要となる費用を計上しなければならないものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとする。具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 本工事の施工にあたり下請業者に請負わせることを予定している場合、又は資材等の購入を予定している場合は、下請業者の施工に係る見積額、又は資材等の見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されていなければならない。

様式4の1 内訳書に対する明細書

記載要領

1. 本様式は、様式4に対する明細を記載する。ただし、更なる明細（施工単価表等）が必要な場合は、本様式によらなくてもよい。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各費目において、本様式による明細を作成しなければならない。

3. 共通仮設費の費目には、準備費、安全費及び技術管理費などを適切に計上し、算出根拠を記載するものとする。建築工事及び設備工事にあつては、安全費等を適切に計上し、算出根拠を記載するものとする。
4. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上し、算出根拠を記載するものとする。このうち、様式5に記載する技術者に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上する。
5. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額及び算出根拠を明示する。
6. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

添付書類

共通仮設費率分の準備費、安全費及び技術管理費（建築工事及び設備工事にあつては安全費等）、現場管理費の現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の算出根拠が確認できる資料を添付すること。

様式5・6 施工体制台帳・施工体系図

添付書類

下請予定業者の押印した見積書（機械損料、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。ただし、建築工事及び設備工事にあつては、重点調査対象者を除き、契約担当職員が求めた場合に限る。

様式7 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10 km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

添付書類

本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式7-1 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

様式8 配置予定技術者等名簿

記載要領

配置を予定する主任技術者又は監理技術者、低入札技術者及び現場代理人について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式9 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

記載要領

本様式は、低価格入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

添付書類

本様式に記載した低価格入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

様式10 手持ち資材の状況

記載要領

本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

添付書類

本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する写真を添付する。

様式11 資材購入予定先一覧

記載要領

「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄には、低価格入札者と購入予定業者との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 納入予定業者が押印した見積書など、算出根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、建築工事及び設備工事にあっては、重点調査対象者を除き、契約担当職員が求めた場合に限る。
2. 本様式の「購入先名」の「低価格入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

様式12 手持ち機械の状況

記載要領

本様式は、自社、下請負人に関わらず、契約対象工事で使用する予定の主要な手持ち機械について記載する。

添付書類

重点調査を実施する場合において、発注者の単価に比し相当程度乖離していると認められる場合など、契約担当職員が指示した場合には、その保有を証明する機械管理台帳等の写し、原価の算定根拠を明らかにした書面、固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告書における種類別明細書など、手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、書類、数量、取得時期、所得価格、評価額等の詳細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額を明らかにした書面を添付する。

様式13 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、別行に記載する。
2. 「単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、低価格入札者と当該下請会社との関係（協力会社、同族会社等）を記載し、取引年数を括弧書きで記載する。

様式14 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式13の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」の欄には、「公共工事設計労務単価」の職種のうち必要な職種について記載する。

様式15 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの契約金額、工事成績評定点等を記載する。ただし、工事成績評定点が通知されていない場合はこの限りでない。

様式16 建設副産物の搬出地

記載要領

契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。なお、設計図書等において搬出地等の条件を付している場合は、条件を満足させること。

添付書類

1. 建設副産物の種類及び受け入れ個所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 受け入れ予定会社が押印した見積書等を添付する。

様式 1（第 7 条関係）

低入札価格調査資料等提出依頼書

年 月 日

様

世 羅 町 長
(担当課)

工 事 名
工事場所

年 月 日付けで開札のあった上記工事について、世羅町低入札価格調査制度事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 4 項に規定する資料等を 年 月 日までに印刷物 1 部を提出してください。

提出しない場合及び提出した資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

また、要綱第 7 条第 2 項によるヒアリングを行うこととなった場合には、同一の資料を●部ヒアリング時に提出してください。

提出期限までに、資料等及び追加資料等の提出がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了します。

なお、この入札における、要綱第 7 条第 3 項に規定する重点調査の適用については次のとおりです。

	根拠	適用の有無※
重点調査	要綱第 7 条第 3 項	適用する

注 低入札価格調査の過程で、特に必要があると認められた場合は、適用の有無を変更する場合があります。

様式 2（第 7 条関係）

低入札価格調査資料等提出書

年 月 日

世羅町長 様

所在地又は住所
商号又は名称

〔 担当者
連絡先 〕

工 事 名

工事場所

年 月 日付けで開札のあった上記工事について、世羅町低入札価格調査制度
事務取扱要綱第 7 条第 4 項に規定する資料等を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

様式 3（第 7 条関係）

当該価格で入札した理由

◎ 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請会社等の協力等からの面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式4（第7条関係）

（営繕工事以外）

積 算 内 訳 書

工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額 元請＋下請	元請	下請合計	(1)	(2)	(3)	(4)
							〇〇建設	△△建設		
本工事費										
直接工事費										
共通仮設費										
共通仮設費										
純工事費										
現場管理費										
工事原価										
一般管理費等										
工事価格										

※1 工事数量総括表に対応する内訳書とする。

※2 下請業者に請負わせることを予定している場合には、各下請業者について記入する。

（営繕工事）

積 算 内 訳 書

種目別内訳書・科目別内訳書

名 称	数量	単位	金額 元請＋下請	元請	下請合計	(1)	(2)	(3)	(4)
						〇〇建設	△△建設		
本工事費									
直接工事費									
共通費									
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費等									
計									
合 計									

※1 参考数量書（中科目内訳書まで）に対応する内訳書とする。

※2 下請業者に請負わせることを予定している場合には、各下請業者について記入する。

様式 4 の 1 (第 7 条関係)

(營繕工事以外)

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書

[illegible]

※1 本様式は、様式4に対する明細を記入することとし、その明細（単価表、根拠等）がある場合は、その詳細を明確にする。

※2 下請業者に請負わせることを予定している場合には、各下請業者について記入する。

(宮繕工事)

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書

[illegible]

※ 参考数量書（細目別内訳書まで）に対応する内訳書とする。

※1 本様式は、様式4に対する明細を記入することとし、その明細（単価表、根拠等）がある場合は、その詳細を明確にする。

※2 下請業者に請負わせることを予定している場合には、各下請業者について記入する。

様式 5 (第 7 条関係)

施工体制台帳

年 月 日

【会社名】
【事業所名】

建設業の 許可	許可業種	大臣 特定 知事 一般	許可番号	許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日		
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日		
工事名称及び工事内容						
発注者名及び住所						
工 期						
自 年 月 日 至 年 月 日		契約日		年 月 日		
契約 営業所	区 分	住 所				
	元請契約					
	下請契約					
健康保険等の 加入状況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	保険加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
		区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
	事業所概 理記号等	下請契約				
発注者の 監督員名			権限及び意見 申 出 方 法			
監督員名			権限及び意見 申 出 方 法			
現 場 代理人名			権限及び意見 申 出 方 法			
監 理 技術者名 専 任 非常任			資格内容			
専 門 技術者名			専 門 技術者名			
資格内容			資格内容			
担 当 工事内容			担 当 工事内容			

《下請人に関する事項》

会 社 名					代 表 者 名				
住 所 電 話 番 号	〒 (国 ー ー)								
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容									
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年	月	日	

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	
		大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	

健康保険等 の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者名	専 任 并専任	
資 格 内 容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資 格 内 容		
担当工事内容		

様式 6 (第 7 条関係)

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名 工事名称	工期 至 年 月 日				
元請名 監督員名 監理技術者名 専門技術者名 担当工事内容 専門技術者名 担当工事内容	元方安全衛生管理 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
会 員 副会長	副経安全衛生責任者 書 記				
(注) 次で記入となる警備会社については、図号又は名称、労働費処理も、下欄を記入する。					
		会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
		会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
		会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日	会社名 工事内容 安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

様式 7（第 7 条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				

※ 対象工事現場付近（半径 10 km程度）での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が確認できる図面（対象工事の位置も記入）も作成する。なお、図面の縮尺は自由とする。

様式 7 の 1 （第 7 条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 (工事地先名)	発 注 者	工 期	金 額	備 考
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				
【工事費の縮減内容及び根拠】				

※ 対象工事の同種又は同類の手持ち工事名を記入する。

様式 8 (第 7 条関係)

配置予定技術者等名簿

[illegible]

様式 9（第 7 条関係）

契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連

◎ 分かり易い地図で契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるよう記入する。

また、所在地も明らかにする。（縮尺は問わない。）

様式10（第7条関係）

手持ち資材の状況

[illegible]

※ 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材等を記入する。

様式11（第7条関係）

資 材 購 入 予 定 先 一 覧

工 種 別	品 名 規 格	単位	数量	単価	購 入 先 名		
					業者名	所在地	低価格入札者との関係 (取引年数)

※ 「低価格入札者との関係」については、購入先予定業者との関係を記入する。

（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等

⇒ 関係を証明する規約、登録書等を添付

様式12（第7条関係）

手持ち機械の状況

[illegible]

※ 主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入する。

※ 自社、下請負人に関わらず記入する。

様式13（第7条関係）

労 務 者 の 確 保 計 画

工種	職種	単価	員数	下請け会社名等 (取引年数)
(例) 土工	普通作業員		100	自社
土工	普通作業員		200	同族会社 (株)〇〇 (◎年)
配管工	配管工		120	△会メンバー(株)☆▽ (□年)
残土処理工	運転手 (一般)		50	◇会メンバー(株)〇〇 (△年)

※ 自社労務者と下請け労務者とは、別行に記載する。

※ 下請け会社との関係も明記する。

※ 労務単価も記入する。

様式14（第7条関係）

工 種 別 労 務 者 配 置 計 画

[illegible]

様式15（第7条関係）

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

[illegible]

※ 過去5か年程度で記載する。

※ 過去に施工した町発注工事で低入札の実績の案件には、備考欄に◎印を記入する。

様式16（第7条関係）

建設副産物の搬出地		
建設副産物	受け入れ予定箇所	受け入れ価格（円）

※ 当該工事で発生する全ての建設副産物（コンクリート・アスファルト塊、建設発生木材、建設発生土等）について記入する。

[illegible][illegible][illegible]

別紙様式 1 (第 7 条関係)

低入札価格調査表

				入札執行者名			
				開 札 日			
1	工事名			業者名			
2	種別	設計金額	見積金額	差額	著 し い 差 の あ る 理 由		
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
		千円	千円	千円			
3	調査項目		調 査 結 果 の 概 要				
	① 工事の成績状況等						
	② 信 用 状 態						
	③ 経 営 状 況						
	④ そ の 他						
4	契約担当職員 の意見						

注 3 の①の調査欄には、当該課が当該低価格入札の開札日から過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況を別紙調査表に記入したうえで、総合的な意見を記入する。

(別紙調査表)

[illegible]

別紙様式 2（第 8 条関係）

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

(単位：円)

				入 札 執 行 者 名			
				開 札 日			
工事名		予定価格 A		調査基準価格 B		B／A (%)	

低価格入札者のうち 調査を受けた者	入 札 価 格 C	落 札 率 C／A (%)	調 査 結 果 の 表 示	
			契約の内容に適合した当否	理 由
摘 要	金額は税を含まない。			

平成 年 月 日調査

- 注 （１）低価格入札者のうち調査を受けた者について、入札価格の低い順に作成すること。
- （２）「契約の内容に適合した履行の当否」の欄には「当」または「否」を記入すること。
- （３）「理由」欄は、（２）で「否」と記入した場合のみ記入することとし、その理由は具体的に記入すること。